

令和8年度介護ロボット等導入経費補助対象事業募集要項

1 目的

杉並区が介護サービス事業者に対し、介護ロボット、掃除ロボット、配膳ロボット、コミュニケーションロボット（以下「介護ロボット等」という）の購入経費の一部を助成することで介護ロボット等の導入を支援し、介護従事者の負担軽減を図ることを目的とします。

2 募集事業所

杉並区内に所在する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護（ケアハウスに限る）

3 補助額

1事業所当たり100万円を上限とします。

なお、区の予算額以上の申請があった場合は、過去に当該補助金の利用回数の少ない事業所を優先します。

4 補助対象機器

- ・介護ロボット（移乗支援、排泄支援、見守り、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援、認知症生活支援・認知症ケア支援）
- ・掃除ロボット
- ・配膳ロボット
- ・コミュニケーションロボット

5 応募資格

上記2の事業所を運営し、かつ以下の全ての条件を満たす法人であること。

- (1) 法人税、消費税及び地方消費税並びに地方税について滞納がないこと。
- (2) 杉並区暴力団排除条例（平成24年3月22日条例第5号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 過去5年間に社会福祉法、老人福祉法又は介護保険法に基づく改善等の命令又は指定の取消若しくは効力停止等の行政処分を受けていないこと。
- (4) 介護保険法に基づく勧告を受けた場合にあっては、期限までに改善措置を執り報告を行っている者であること。
- (5) 本補助金に申請する経費と同一の経費について、他の補助金の内示を受けていないこと。

6 定義

- (1) 「介護従事者」とは、介護サービス事業に従事し、要援護者に対する介護を行う者をいいます。
- (2) 「介護ロボット」とは、次のアとイに掲げる要件を満たす機器をいいます。
 - ア 日常生活支援における、①移乗支援、②排泄支援、③見守り、④入浴支援、⑤機能訓練支援、⑥食事・栄養管理支援、⑦認知症生活支援・認知症ケア支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

イ 次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

a) ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護機器

※ ①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う機器

b) 経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成 25 年度～平成 29 年度）、「ロボット介護機器開発・標準化事業」（平成 30 年度～令和 2 年度）、「ロボット介護機器開発等推進事業（開発補助）」（令和 3 年度～令和 6 年度）若しくは「介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業（開発補助）」において採択された介護機器

(3) 「掃除ロボット」とは、あらかじめ定められたプログラムに基づき、直接の操作をすることなく掃除を行うことができる自走式の機器をいいます。

(4) 「配膳ロボット」とは、あらかじめ定められたプログラムに基づき、直接の操作をすることなく配膳を行うことができる自走式の機器をいいます。

(5) 「コミュニケーションロボット」とは、次のアとイの要件を満たす機器をいいます。

ア 利用者の言語、顔及び存在等を認識し、得られた情報をもとに判断して情報伝達ができる機器であること。

イ 双方向の情報伝達によって高齢者のコミュニケーションを活性化し、自立支援及び社会参加を促進するなど、日常生活の維持及び向上に資する機器であること。

7 補助対象経費と条件

(1) 補助対象経費

介護ロボット等購入費、初期設定費（配送料含む）

(2) 交付額の算定方法

1 事業所当たり 100 万円を上限として、補助対象経費の合計額と比較して少ない方の額を交付額とします。

(3) 介護ロボット（認知症生活支援・認知症ケア支援の場面において使用されるものに限る）等に係る条件

介護ロボット（認知症生活支援・認知症ケア支援の場面において使用されるものに限る）掃除ロボット・コミュニケーションロボットについては、以下の通り補助上限台数及び補助上限金額を設けます。

機器種別	対象施設	補助上限台数	1台当たりの補助上限額
掃除ロボット	認知症対応型共同生活介護	1ユニット当たり1台まで	10万円
	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 短期入所生活介護 ケアハウス	定員10人毎に1台まで ※ただし、定員が10人に満たない場合は1台とし、短期入所生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護は宿泊可能定員数で換算する。	
介護ロボット（認知症生活支援・認知症ケア支援の場面において使用されるものに限る） コミュニケーションロボット	—	1施設当たり1台まで	50万円

（４） 介護ロボット等の選定条件と施設利用者等への説明

導入する介護ロボット等の選定にあたっては以下の事項を検討し、介護ロボット等導入計画に付記してください。

ア 使用上のフォローアップ体制について

介護ロボット等の導入時には効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が職員に研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。

イ 施設利用者等への説明責任について

介護ロボット等の導入に際しては、サービス利用者等に対して介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。

（５） 導入効果の報告

補助対象事業者は、機器導入によって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、原則として3年間、「介護ロボット等使用状況報告書（様式第7号）」により、毎年4月末日までに杉並区に報告してください。

8 応募方法

（１） 提出書類

ア 介護ロボット等導入経費補助応募申込書

イ 介護ロボット等経費所要額調書

ウ 介護ロボット等導入計画書（複数の種別の機器を導入する場合は、種別ごとに導入計画書を作成してください。）

エ 導入する機器のパンフレット・カタログ等

オ 導入する機器の見積書の写し

カ 誓約書

(2) 提出方法

郵送によることとします。

提出先：杉並区 保健福祉部 高齢者施策課 施設整備推進係 大塚
〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号

※封筒表面に「介護ロボット等申込書在中」と明記してください。

(3) 募集期間

令和8年10月30日（金）から11月27日（金）まで（必着）

9 手続きの流れ

○補助申請手続き

手続き	期限等	区からの通知等
応募申込み	令和8年11月27日（金）まで	審査後、12月下旬に補助見込通知を送付します。
交付申請	令和9年1月8日（金）まで	令和9年1月上旬に交付決定通知書を送付します。
介護ロボット等の導入	決定通知日の翌日以降 ※複数見積を徴収するなど、区が指定する契約手続きに準拠して行ってください。	
導入実績報告	令和9年3月31日（水）まで ※介護ロボット等を導入し、支払い完了後、速やかに提出。	介護ロボット等の導入の有無・導入金額を確認し、補助金の確定通知書を送付します。
補助金の請求	令和9年4月16日（金）まで	補助金の支払い：令和9年5月中

○補助金支払い後の報告

手続き	期限等
使用状況報告	令和9年4月末日まで ※導入後、年度ごとに3年間、4月末日までに提出すること。
消費税等に係る税額控除の報告	翌々年度6月末まで
仕入れ控除に係る返還	※報告書受理後、区からの請求に基づき返還。

10 問い合わせ先

杉並区役所 保健福祉部高齢者施策課施設整備推進係 大塚
電話（代表） 03-3312-2111 内線 1725